H24.12

平成25年1月1日以降の料金調整概要

対象車両及び実施期間

①対象車両: 全ての車両(ETC・現金車等の全ての車種)

②対象期間: 平成25年1月1日(火)0時～

※終了日については、決定次第ホームページ等でお知らせいたします。

③対象走行: 河口湖IC及び都留ICを入口または出口とする走行

④調整内容: 中央道（大月IC～河口湖IC）を無料とし、国道137号などと河口湖IC・都留ICを経由して中央道に乗り継ぐ場合の料金を、大月ICから国道20号を経由して中央道に乗り継ぐ場合の料金と同額に調整。これまでと**料金が変わります**のでご注意ください。

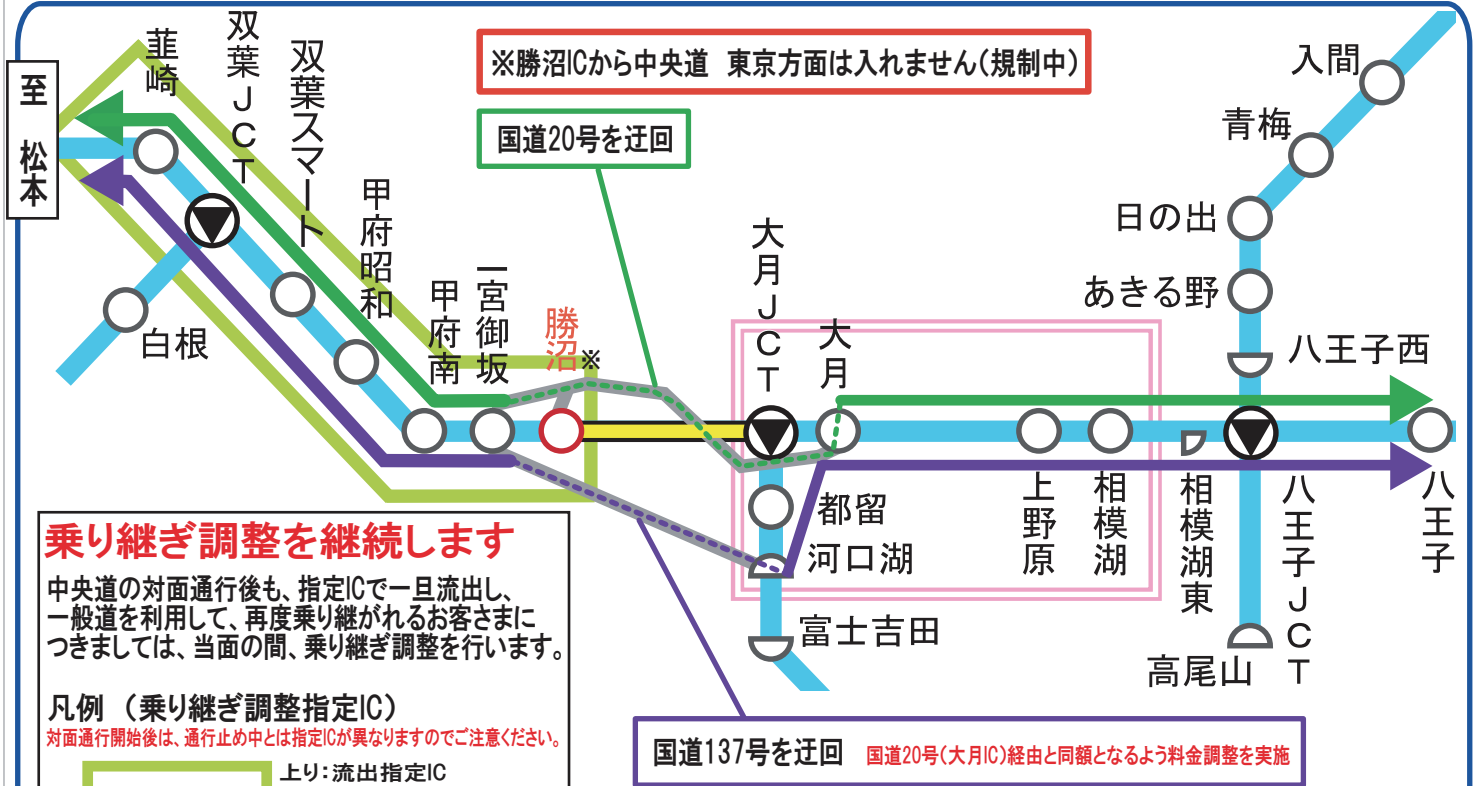

乗り継ぎ調整を継続します

中央道の対面通行後も、指定ICで一旦流出し、一般道を利用して、再度乗り継がれるお客さまにつきましては、当面の間、乗り継ぎ調整を行います。

凡例 （乗り継ぎ調整指定IC）

対面通行開始後は、通行止め中とは指定ICが異なりますのでご注意ください。

- 上り:流出指定IC / 下り:再流入指定IC
- 上り:再流入指定IC / 下り:流出指定IC

料金例 【普通車 通常料金】

	平成24年12月31日以前の料金	平成25年1月1日以降の料金 ※大月IC経由の料金と同額
八王子 → 河口湖 → (国道137号) → 一宮御坂 → 松本	3,400円 (-950円)	→ 3,850円 (-500円)
松本 → 一宮御坂 → (国道137号) → 河口湖 → 八王子	4,250円 (-100円)	→ 3,650円 (-700円)
往復料金の合計	7,650円 (-1,050円)	→ 7,500円 (-1,200円)

※八王子～松本の料金（乗り継がない場合）は4,350円。なお、（　　）内は八王子～松本の料金との差額を記載。
※迂回路（国道20号、国道137号）による料金の格差を解消し、交通を分散させることにより、交通混雑を緩和するため、上記のような料金調整を実施します。（中央道　大月ＩＣ～河口湖ＩＣをご利用し、そのまま国道などで周辺目的地に向かう場合も、大月ＩＣ～河口湖ＩＣ走行分の料金はかかりません。）

注意事項

- 入口料金所を平成24年12月31日以前に通過しても、出口料金所を平成25年1月1日(火)0時以降に通過した場合、料金調整が適用されます。
- 乗り継ぎ調整が適用となる走行では、料金所の料金表示器では、乗り継ぎ調整が適用される前の料金が表示されますが、クレジットカード会社等からの請求時には調整後の料金となります。
- 大月IC ⇄ 河口湖IC、大月IC ⇄ 都留IC、都留IC ⇄ 河口湖ICを走行した場合0円となりますが、従来の通行方法で通行してください。

高速道路の情報は以下でご確認ください

中日本 iHighway

http://c-ihighway.jp/

(PC、携帯、スマートフォン共通)

中日本高速道路株式会社

NEXCO中日本公式ホームページ http://www.c-nexco.co.jp/

NEXCO中日本お客さまセンター 24時間・年中無休 0120-922-229

※IP電話等一部の電話からはご利用できない場合があります。その場合は052-223-0333にお掛けください。